

インセンティブ制度の見直しについて

1. インセンティブ制度の見直しに係る経緯 … P 1
2. インセンティブ制度の見直しに関する検討結果 … P 2
3. 見直し後のインセンティブ制度の導入スケジュール … P 3

令和4年7月11日
令和4年度 第1回評議会

1. インセンティブ制度の見直しに係る経緯

- 協会けんぽでは平成30年度からインセンティブ制度を本格実施し、令和2年度から都道府県単位保険料率に反映されている。
- その後、成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、「全国健康保険協会における予防・健康事業等の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和3年度中に一定の結論を得る」こととされた。
- 支部評議会および運営委員会において、得点配分基準のメリハリ強化や減算対象範囲等の見直し内容について議論を行い、第113回運営委員会（令和3年11月26日開催）において意見集約がなされた。その後、厚生労働省の「第44回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会（令和4年1月19日開催）」を経て、健康保険法施行規則が改正された。

2. インセンティブ制度の見直しに関する検討結果

見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

評価指標の見直し

<現行>

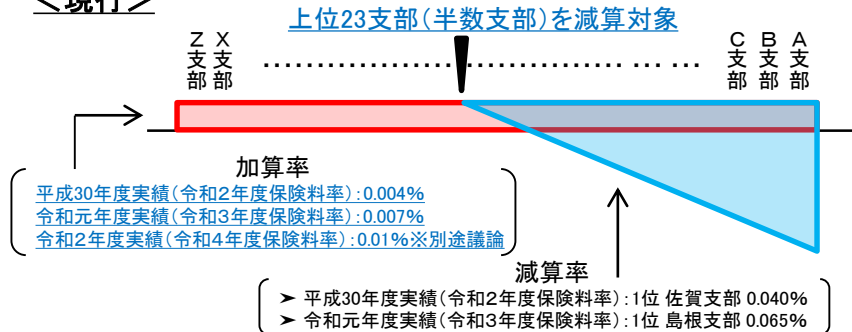
現行の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	50
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	50
指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	250

<見直し後>

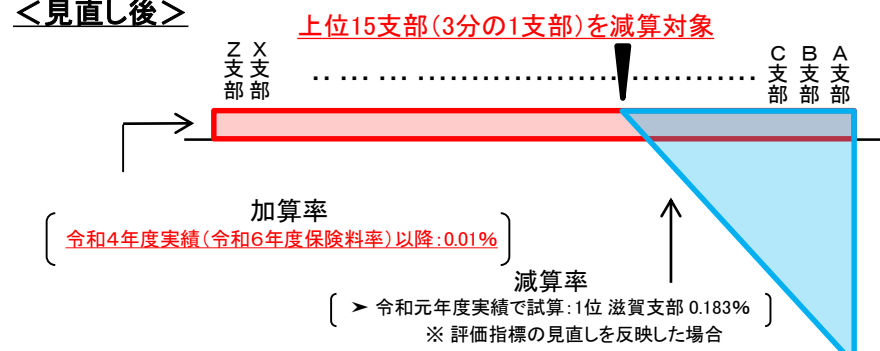
見直し後の評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320

加算減算の効かせ方の見直し

<現行>



<見直し後>



※ 上記の青字は見直し前の箇所であり、赤字は見直し後の箇所。

現行制度の枠組みのあり方に関する見直し

○ 現行制度の枠組みのあり方に関する見直しについては、今回の見直し後の制度運営状況、特定健診・特定保健指導の効果に係る研究成果、今後の政府による保険者インセンティブ制度に対する方針、健保・共済における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案し、3年後を目途に、改めて検討を行うこととする。

3. 見直し後のインセンティブ制度の導入スケジュール

成長戦略フォローアップ等を踏まえた見直し後のインセンティブ制度は、令和4年度以降の取組に適用し、その結果を令和6年度以降の都道府県単位保険料率に反映する。

